

青少年育成会議 助成事業募集

対象 町内の団体
助成分野・事業例
 ・青少年の健全な育成
 ・児童・生徒を対象とした読み聞かせ事業(絵本購入費用助成)
 ・青少年の非行防止
 例：地区の子ども会での講習開催(講師謝金助成)

申込期限 8月31日(金)

助成金額 最大3万円
申込方法 町教育委員会までご連絡ください。申込手続きを説明し、必要書類をお送りします。
 各団体への助成状況(H29)
 プロگرامミング教室(順小)、親子ふれあい活動・奉仕作業・志々小まつり(志々小)、稲作体験活動(赤名小)、ながしろうめん体験(来島小)、ロードレース・校内弁論大会(順原中)、卒業研究発表会・校内弁論大会(赤来中)、異世代交流活動(谷婦人志)、劇団地域講演(子どもと生の芝居を観る会)、創作紙芝居・マントリ(公演(保育所)、放課後子ども教室絵本購入(志々公民館))

■問合せ
 教育委員会
 電話76・3944

国際交流員 セーラ・ラバティさん退任



国際交流員として活動していたセーラ・ラバティさんは、母国の大学院への進学が決まり、任期中で退任されることになりました。本人から、町の皆さんに向けた挨拶をいただきましたので紹介します。

2016年4月から約2年間、観光協会への派遣を通して、飯南町の魅力を海外へ発信するため、地域の皆さんと一緒に仕事をしていただきました。

皆さんの陰で貴重な経験をさせていただき、今まで行ったことのない日本の地域で、改めて日本への愛着と感心を深められたと感じています。素晴らしい機会をつくってくださった方々に心から感謝しています。

6月下旬に帰国しましたが、飯南町で学んだことを忘れずに、オーストラリアと日本との架け橋になれるよう、これからも一生懸命頑張っていきたいと思えます。2年2カ月の間、大変お世話になりました。心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

6月下旬に帰国しましたが、飯南町で学んだことを忘れずに、オーストラリアと日本との架け橋になれるよう、これからも一生懸命頑張っていきたいと思えます。2年2カ月の間、大変お世話になりました。心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

まちを元気に！ 地域おこし協力隊

町内のさまざまな地域課題に取り組む「地域おこし協力隊」。今回は、(一社)飯南町観光協会で、観光事業全般に取り組む原田俊行隊員の活動報告です。



灼熱の国道54号を進む

平成29年4月から勤務を開始し、地域おこし協力隊2年目の原田俊行です。(一社)飯南町観光協会で働いています。

観光協会では、昨年からサイクリングイベント「やまなみ街道クライムライド」を開催しています。今年開催日は8月19日(日)です。

このイベントは、飯南町を発着地として、雲南市・出雲市・大田市・美郷町の計3市2町を駆け抜けるイベントです。140kmのロング

コース、110kmのミドルコース、66kmのショートコースの3コースがあり、体力に合わせて楽しめます。

昨年は全国から130名が参加。各市町から、さまざまな食事を提供いただき、そのおもてなしに高い評価をいただきました。今年はそれぞれのコースで、400名、200名、100名を定員とし、昨年よりパワーアップして参加者を募集中です。

沿道で見かけの際は、応援していただくと、参加者も元気が出ますし、大会も盛り上がります。皆さんの温かいご声援をよろしくお願いします。



夏の登り坂は一層暑い



道の駅「赤来高原」が発着地

楽しさいっぱい！ 図書館探検

飯南町立図書館
 夏休み企画
 7月24日(火)～8月26日(日)
 今年の夏は恐竜くし！
 お話を楽しみたい子も、恐竜のことをもっと知りたい子もみんな喜ばれ～♪

期間 8月7日(火)～10日(金)
場所 交流センターとんぼら2階

その他、夏休み恒例「宿題お助けコーナー」の設置や「恐竜ぬりえ」を無料配布しています。



目指せ恐竜博士！

企画展示
 もっと読みたい！恐竜の本
 子どもたちが大好きな恐竜の本が大集合！
 この機会に恐竜の知識を深めませんか？

**目指せパーフェクト！
 恐竜クイズ**
 恐竜好きなら全部解けるかも！？
 あなたは恐竜博士になれるかな？

**期間限定わくわく迷路
 迷路でスタンプラリー**
 交流センターとんぼらに迷路が出現！スタンプを集めてゴールを目指そう。

■問合せ
 飯南町立図書館
 電話72・0301

国民健康保険料率 が決定

本年度は、保険料率の変更はありません。就職などで職場の健康保険に加入したときや、退職などで健康保険から脱退したときは、役場窓口で速やかに手続きをしてください。(保険証、印鑑などが必要)

平成30年度国民健康保険料率

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付分
所得割	9.97%	3.09%	3.08%
被保険者均等割	28,900円	9,000円	11,500円
世帯平等割	19,900円	6,300円	5,900円

※所得割/被保険者全員の前年(平成29年中)の総所得を基準に計算
 ※被保険者均等割/被保険者1人ひとりが均等に負担
 ※世帯平等割/被保険者の世帯ごとに負担

保険料の軽減措置対象を拡大

減額される世帯	減額される額(均等割・平等割)
前年所得が、33万円以下	7/10
前年所得が、33万円に被保険者1人当たり27.5万円を加算した額以下	5/10
前年所得が、33万円に被保険者1人当たり50万円を加算した額以下	2/10

■問合せ 住民課 電話76・2213 保健福祉課 電話72・1770

保険料率が改正されました。(昨年から均等割△2,400円、所得割△1.03%)

平成30年度後期高齢者医療保険料率

均等割	43,440円
所得割	8.25%

※均等割/被保険者1人ひとりが均等に負担(所得が低い世帯は、所得水準に応じて保険料の均等割額を軽減)
 ※所得割/被保険者の前年(平成29年中)の総所得を基準に計算

保険料の軽減措置対象を拡大

軽減割合	被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額	軽減後の均等割額
9割軽減	基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員が年収80万円以下の世帯	4,344円
8.5割軽減	基礎控除額(33万円)を超えない世帯	6,516円
5割軽減	基礎控除額(33万円)+27.5万円×世帯に属する被保険者数を超えない世帯	21,720円
2割軽減	基礎控除額(33万円)+50万円×世帯に属する被保険者数を超えない世帯	34,752円

保険料の算定・納付(※国保・後期高齢共通)
 4月から6月の間は、仮算定により保険料を賦課しています。7月からは、確定した年間保険料額から、6月までに納付した保険料額を差し引いた残りの額を、来年3月までの9ヵ月に分けて納めます。(年金からの天引きにより保険料を納めている人も同様)

後期高齢者医療 保険料率が決定